

かすみがうら市の特別給付



おむつ利用費支給

- 内容** 1か月におむつの購入に要した費用の9割に相当する額とし、支給限度額は5,000円となります。
※病院などに入院中は支給の対象になりません。
- 対象** 要介護1～5の認定を受け、常時おむつを必要とする人



訪問理容・美容サービス費支給

- 内容** 2か月に1回の訪問理容・美容のサービス利用に要した費用の9割に相当する額とし、支給限度額は2,000円となります。
- 対象** 要介護3～5の認定を受け、自宅で理容・美容のサービスを受けた人



地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の生活を総合的に支えるために、かすみがうら市が設置しています。ここでは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどが中心となって、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に高齢者を支援します。

介護予防ケアマネジメント

要介護認定で要支援1・2と認定された人の介護予防ケアプランを作成します。
また、支援や介護が必要とあるおそれのある人を対象に、市が行う介護予防事業の紹介もします。

総合相談・支援

高齢者のみなさんに関する相談を受け付けます。介護以外にも、福祉や医療など、どんなことでも構いません。また、高齢者の家族や近隣のみなさんからの高齢者に関する相談も受け付けています。



権利擁護

高齢者のみなさんが、安心していきいきと暮らせるよう、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。
虐待の早期発見・対応や、悪質商法などの消費者被害の防止、成年後見制度の紹介・支援などをします。

包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者のみなさんが暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワーク作りに努めます。
また、みなさんを支援するケアマネジャーへの指導や助言も行います。

ご相談やお問い合わせは、お気軽にどうぞ！

かすみがうら市地域包括支援センター

上土田433-2 ☎0299-59-3645

